

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第七項の規定によつて、広島高速道路公社における再発防止策の内容及びその有効性等に関する監査を実施したので、同条第九項の規定により、別冊のとおり公表する。

令和七年三月二十七日

広島県監査委員	小	林	秀	矩
同	山	下	智	之
同	門	前	智	智
同	三	田	利	江
			子	